

平成23年3月16日  
中国四国産業保安監督部

### 電気事業法対象設備のばいじん濃度未測定について

中国四国産業保安監督部は、JX日鉱日石エネルギー株式会社から同社水島製油所におけるばいじん濃度の測定が一部未実施であった件に関連して、電気事業法対象の発電設備に係る不適切な設備管理について、経緯等の報告を受けました。当部は同社に対し、注意するとともに、再発防止対策の徹底について指導しました。

1. 平成23年2月4日、JX日鉱日石エネルギー株式会社水島製油所のばい煙発生施設のばいじん濃度測定が未実施と判明した49基のばい煙発生施設には、電気事業法の電気工作物が含まれていたことから、当部は同社に対し、経緯説明と再発防止対策の報告を求め、本日、同社から報告を受けました。

電気事業法対象設備

(1) 事業場名

JX日鉱日石エネルギー株式会社水島製油所A工場 水島発電所

(2) 対象設備

① 第一号ガスタービン発電機（1986年7月設置）

② 第二号ガスタービン発電機（1992年6月設置）

2. 報告によれば同所では、設備の設置以降、ガスを燃焼している間は、大気汚染防止法に規定された排ガス中のばいじん濃度を実測せずに、数値を記録していました。

このことは電気事業法上の「発電用火力設備の技術基準」の「電気工作物に係るばい煙量又はばい煙濃度は、大気汚染防止法に基づく排出基準に適合しなければならない」との規定に抵触する不適切な設備管理であり、当部は当社に対して注意しました。

また、当該設備については、測定未実施の判明後に同社が大気汚染防止法に基づく測定を行い、排出基準に適合していることが確認されていますが、当部は、報告された具体的な再発防止対策に基づく適切な設備管理を徹底するよう指導しました。

本件に関する問い合わせ先

中国四国産業保安監督部 電力安全課

電話：082-224-5742（直通）